AV出演被害防止・救済法について　当機構の基本姿勢

＜概要＞

当機構の立場と、「新法」運用に向けての協力

●ＡＶ人権倫理機構は、設立当初からの目的に照らし、業界に対しては中立の法務アドバイザーの立場で接します。新法について、立法過程におけると同様、今後の運用にあたっても、監督官庁となった内閣府や関心を有する国会議員からの情報提供の要請には丁寧にお答えし、その一方で、ＡＶ業界の利益推進のためのロビー活動に該当することは行わない、との姿勢を継続します。

●当機構は現行の法令の遵守を前提として、法務のアドバイスを行っています。「新法」についても同様です。

●「新法」よりも従来からの「適正 AV」ルールのほうが高度な自主規制となっている部分については、現在の自主規制ルールを維持します。

●今回の「新法」立案の発端となった 18 歳、19 歳の女優の起用については、これを避けることを強く推奨する通達を、3 月 23 日に AV 業界向けに出しています。これについては、「新法」施行後も、変更はありません。

「新法」運用のための対応

●今回の「新法」は、出演者が金銭賠償などについて心理的に拘束されることなく出演を中止できるという、当機構が採用してきた自主規制の基本方針と、根幹部分については一致しています。これまで自主規制ルールを遵守してきた加盟事業者各位におかれては、従来どおりの基本姿勢を保っていただくよう、お願いいたします。

●「新法」の施行に伴い、従来の自主規制よりも事業者・出演者にとって負担が重くなった部分については、関係者の混乱・困惑を最小限に抑え、円滑な運用が行われるよう、アドバイザリー対応が必要と考え、加盟事業者に向けた勉強会等の啓発活動を行っていきます。

●とくに留意すべき点として、（１）出演者による任意解除と自主規制ルールとしての「配信停止制度」との関係、（２）契約後１カ月の撮影禁止期間、撮影後 4 カ月の公表禁止期間については、加盟事業者各位と正確な知識共有を図っていきます。詳しくは、**「ＡＶ出演被害防止・救済法の成立について　当機構の基本姿勢ならびに今後の対応」（本文）**をご覧ください。

二年後の見直しに向けて

●「適正 AV」加盟事業者各位に向けては、全構成員が法令遵守できるよう、引き続き法務アドバイザーとして活動していきます。

●監督官庁として指定された内閣府とは、二年後の見直しを念頭に、冒頭に述べた基本姿勢のもと、協力していきます。

●今回の「新法」の立法過程では、被害者でないＡＶ女優の声は、聴いてもらう機会を得られないままとなりました。この点を反省し、当機構の活動として可能な範囲内で、今後に向けての改善を考えていきます。
●海賊版のネット配信の問題など、当機構の自主規制ルールが及ばない問題領域については、立法による対策が行われることについて異存はなく、国の採用する政策に委ねる姿勢をとっています。

AV 人権倫理機構の活動の基本理念

●ひとが性行為をするかどうかは、当事者本人の判断に委ねられるべき自己決定の問題であり、何人も、それを強要することも妨害することもできないと考えます。一方、性行為を記録した映像の公表が法的に許容されるかどうかについては、様々な見解がありうると考えます。この問題については、今後の議論の成熟に委ねることとし、当機構として特定の見解に基づいた活動は予定しておりません。
●女優・男優併せてすべての出演者が、演技内容と社会的リスクなどについて十分な説明を受け、適切な契約を結び、撮影時の安全や、公表に関する意思尊重が確保され、「忘れられたい」と希望する者は 5 年経過すれば配信停止してもらえる、という仕組みが円滑に機能するように努めることが当機構の役割であると考えています。

詳しくは、「ＡＶ出演被害防止・救済法の成立について　当機構の基本姿勢ならびに今後の対応」（本文）をご覧ください。